

回覧

縁結び士『結 太郎』監修 婚活イベント参加者募集

縁結び @榛東村

2025

1/18 SAT 16:00~18:00 受付15:30から
(土) 榛東村役場庁舎特設会場

住所/北群馬郡榛東村大字新井790-1

募集内容

25歳~50歳くらいの独身男女

(男性は榛東村に在住の方または在勤の方に限ります)

参加費

(当日、会場にて承ります。)

男性 1,000円 女性 500円

定員

男女 各15名 (予定)

申込方法

電話またはWEBフォームから申込み

(定員に達した場合、その時点で申込みを締め切ります。)

電話

0279-26-2494 (住民生活課直通)

月曜日から金曜日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)
お名前、ご住所、連絡先等をお伝えください。

WEB

スマートフォンなどで右の二次元
バーコードを読み取り、専用サイト
から必要事項を入力してください。
(通信費は申込者負担となります)

QRコード



アドバイザー紹介 日本初の縁結び士『結 太郎』

結太郎 (むすびたろう) 公式サイト
<https://musubitaro.com/>



日本テレビ『月曜から夜ふかし』、TBS『Nスタ』
フジテレビ『ノンストップ』
テレビ埼玉『マチコミ』毎週月曜レギュラー
扶桑社『週刊SPA!』などメディア出演多数



お問合せ

榛東村役場住民生活課 ☎0279-26-2494 月曜~金曜8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

〈主催〉榛東村

〈協力〉社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会

独身の子どもを持つ

親御さんのための

参加
無料

結婚応援セミナー

子どもの結婚のために親ができる事。日本初の縁結び士がその極意をお教えします。

～ セミナー内容 ～

- ◇ 親御さんは心に紅白のランプを持ちましょう。
紅 言うてはいけない言葉
白 言った方がよい言葉
- ◇ 幸せな結婚は『親子の関係』で決まります。
- ◇ 干渉しないけど、見守る方法のあれこれ。



講師紹介 日本初の縁結び士『結 太朗』

結太朗（むすびたろう）
公式サイト
<https://musubitaro.com/>



日本テレビ『月曜から夜ふかし』、TBS『Nスタ』
フジテレビ『ノンストップ』
テレビ埼玉『マチコミ』 毎週月曜レギュラー
扶桑社『週刊SPA!』 などメディア出演多数。

令和7年

参加対象

独身の子どもを持つ親で榛東村に
在住の方または在勤の方

申込方法

電話またはWEBフォームから申込み

1月18日(土)

電話申込み

0279-26-2494（住民生活課直通）

月曜日から金曜日 8:30～17:15

（祝日・年末年始を除く）

お名前、ご住所、連絡先等をお伝えください

WEBフォーム申込み

スマートフォンなどで右の二次元
バーコードを読み取り、専用サイト
から必要事項を入力してください。
（通信費は申込者負担となります）



定員30名 (参加無料)

定員に達した場合、その時点で申込み締め切ります。

会場

榛東村役場庁舎
村民ホール

申込期限

令和7年1月10日(金)

定員に達した場合、その時点で申込み締め切ります。

お問合せ

榛東村役場住民生活課 ☎0279-26-2494 月曜～金曜 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

<主催> 榛東村

<協力> 社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会

14:00～15:00 受付13:30から

住所/北群馬郡榛東村大字新井790-1

エンディングノート書き方講座

参加者募集

エンディングノートとは？

自分にもしものことがあったときのために、家族や大切な人に伝えておきたいことや、必要な情報をまとめるためのノートです。

- 日 程 : ○令和7年1月16日(木)
 【健康のおはなし】医療・介護
 ○令和7年1月23日(木)
 【財産のおはなし】相続・遺言
 ○令和7年1月30日(木)
 【エンディングのおはなし】葬儀・お墓

時 間 : 午後1時30分から午後3時00分まで

場 所 : 榛東村南部コミュニティーセンター
 多目的ホール

対 象 者 : 村内在住者（先着30名）
 ※3回全て参加できる方

申 込 み : 令和6年12月23日(月)～令和7年1月10日(金)

○電話または役場健康保険課窓口

受付時間：午前9時00分～午後5時00分

※土日祝日および令和6年12月28日(土)から
 令和7年1月5日(日)までは閉庁日になります
 ので、電話または窓口でのお申込みはできません。

○QRコード

【申込QRコード】 受付時間：お申し込み期間中24時間申込可能です。



役場健康保険課窓口で
 無料配布しています！

<お申込み・お問合せ先>
 榛東村役場 健康保険課 高齢福祉係
 TEL：0279-26-2513

高齢者インフルエンザ予防接種 接種期間延長のお知らせ

回覧

今年度のインフルエンザの流行状況を踏まえ、インフルエンザワクチンの接種を希望される対象者の方が接種できるよう、令和7年1月31日まで接種期間を1か月延長します。



■対象者

榛東村に住民登録があり、以下の①または②に該当する方

- ① 接種当日に65歳以上の方
- ② 接種当日60歳から64歳で、以下のいずれかに該当する方
 - ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方
 - ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

■接種期間と自己負担額

種類	接種期間	自己負担額
インフルエンザワクチン	令和6年10月1日から 令和7年1月31日まで	1,000円

※生活保護受給世帯の方は自己負担はありません。

※助成が受けられるのは、接種期間内に1人1回のみです。

■接種に必要なもの

- 健康保険証（マイナ保険証）または資格確認書
- 予診票と接種済証（9月末時点で65歳以上の方には郵送しました。）
令和6年10月1日以降65歳となる方で接種を希望する方は、
保健相談センターまでご連絡ください。

■接種方法

医療機関に直接予約をして、接種してください。

※村と契約していない医療機関（県外医療機関等）で接種する場合は、
事前に申請が必要です。

接種前に保健相談センターで手続きをしてください。

問い合わせ先

榛東村保健相談センター

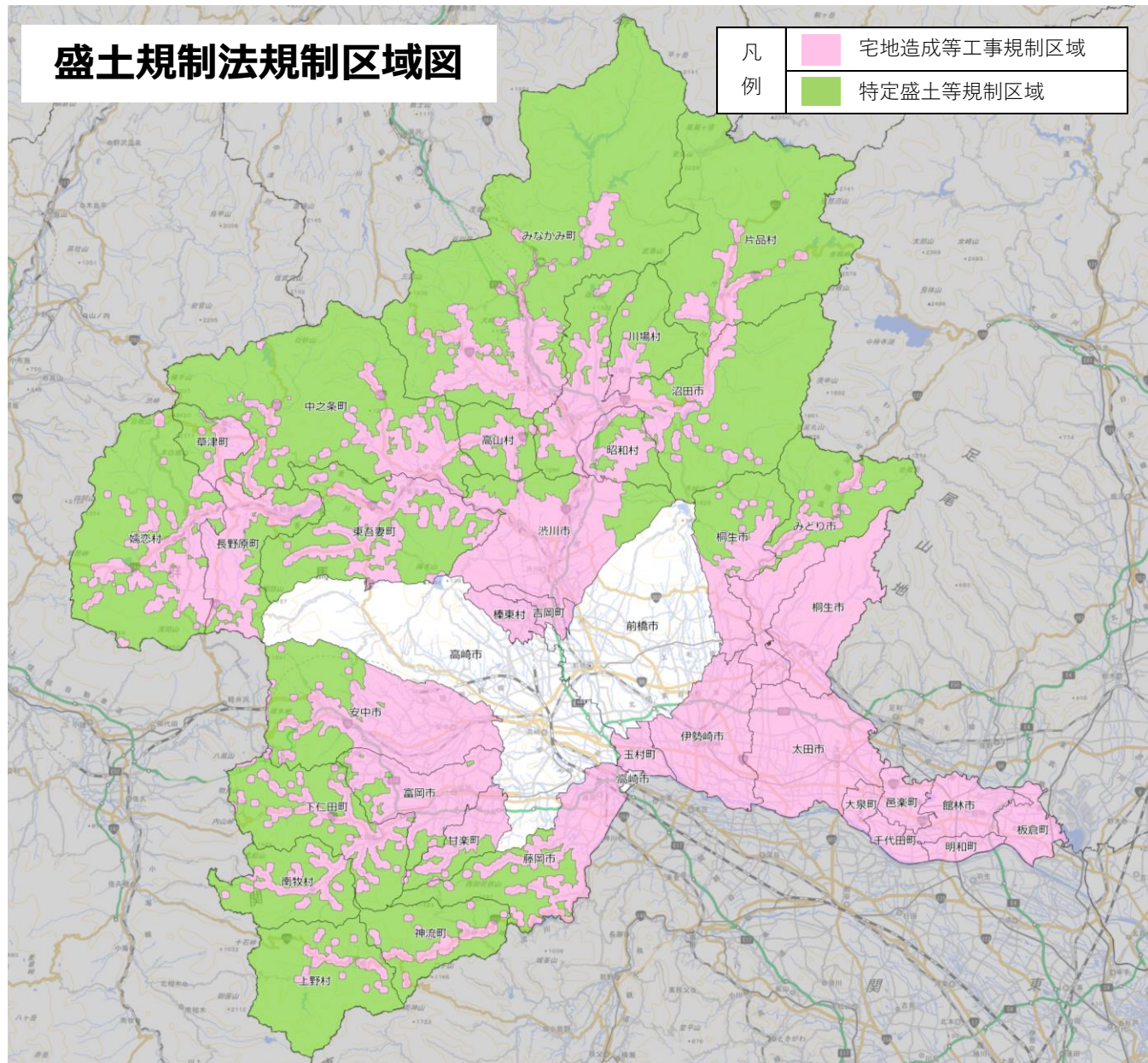
電話：0279-70-8052



対 象 区 域 : 県内全域※
運用開始日 : 令和7年5月26日

一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。

凡 例		宅地造成等工事規制区域
		特定盛土等規制区域



※ 前橋市と高崎市は、各市が規制区域を指定します。

【規制区域について】

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

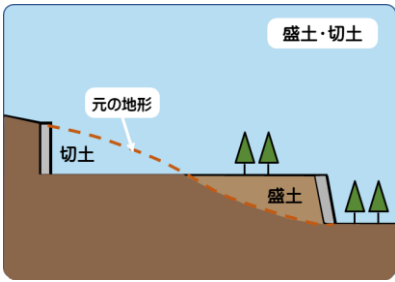
特定盛土等規制区域

市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

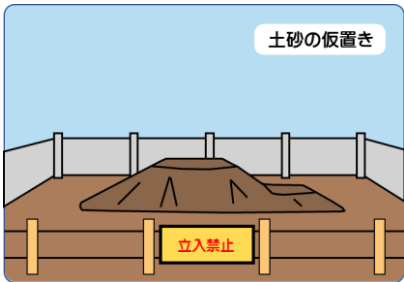
1. 許可や届出が必要な盛土等の工事

次のような行為を指し、次の「2. 許可が必要となる盛土等の規模」のとおり、一定規模以上の工事が許可の対象となります。また、許可の対象外の工事でも、届出の対象となる場合があります。

例えば…



- ・宅地造成のための盛土・切土等
- ・残土処分場等の盛土・切土等



- ・土砂のストックヤードにおける仮置き等

2. 許可が必要となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

3. 盛土規制法に関するよくある質問

Q. 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A. 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者に課されます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q. どちらの規制区域に入っているのか、どうすれば分かりますか？

A. 令和7年1月10日（金）から「マッピングぐんま」にて、前橋市及び高崎市を除く県内全域の規制区域を公開予定です。

マッピングぐんま

検索



Q. 許可を受けた盛土等の工事はどのように分かるの？

A. 許可された場合は群馬県のホームページ等で公表するほか、工事中は現場に標識が設置されます。

